

文京区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

子どもや子育てに係る事項に関し、広く多様な意見を取り入れるために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する文京区子ども・子育て会議の定員を増員するため、文京区子ども・子育て会議条例（平成25年6月文京区条例第31号）の規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第二条まで（略） （組織） 第三条 子育て会議は、委員 <u>二十二</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。 第四条から第八条まで （略） 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	第一条から第二条まで（略） （組織） 第三条 子育て会議は、委員 <u>二十</u> 人以内をもって組織する。 2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。 第四条から第八条まで （略）